

# 危機管理規程

株式会社エムエムインターナショナル

# 危機管理規程

## 第1条（目的）

本規程は株式会社エムエムインターナショナル（以下会社という。）に於いて発生する様々な事象に伴う危機及び緊急事態に迅速かつ的確に対処するため、会社における危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、従業員等 および お客様の安全確保を図るとともに、社会的な責務を果たすこととする。

## 第2条（定義）

本規程における用語の意義は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 従業員等：取締役、監査役、正社員、嘱託社員、パート社員、派遣社員を含む者をいう。
- (2) 危機：自然災害、人事・労災、法令関係犯罪、脅迫・テロ、その他の重大な事件又は事故により、従業員等の生命若しくは身体又は会社の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある事象及び状態をいう。
- (3) 危機管理：想定される危機に対する体制及び対応策を検討し措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。

## 第3条（責任者およびその責務）

1. 責任者は代表取締役社長とする。
2. 前項の責任者が会社の危機管理を統括するとともに、必要な措置を講じなければならない。
3. 各部門の所属長を、当該所属部門の危機管理の責任者とする。
4. 各部門の所属長は、各組織の危機管理体制と連携を図りつつ、当該所属部門の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
5. 従業員は、危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たるものとする。

## 第4条（責任者の代理者）

前条1項に定める責任者が不在の場合又は事故がある場合等の代理者は管理部部長とする。

## 第5条（危機管理委員会）

1. 会社は危機管理委員会を設置し、危機管理の実施に関し必要な事項を検討する。
2. 危機管理委員会の委員長、メンバー構成、分科会の設置・構成、開催日、招集に関する手続等は、取締役、または管理部部長が決定する。

## 第6条（危機に関する通報等）

1. 危機及び緊急事態を認知した従業員等は、危機管理委員会（03-3293-8686）に通報しなければならない。
2. 前項の通報を受けた者は、速やかに当該危機及び緊急事態の状況を確認し、該当部門の所属長及びマルハン危機情報センターに報告して必要な措置を講じなければならない。
3. 通報内容の情報管理については、「社外秘」とする。

## 第7条（緊急事態の定義）

会社に大きく影響を及ぼすと考えられる以下事案を、緊急事態と定義する。

### (1) 自然災害

#### ① 地震

- ・事業所所在地域で震度6弱以上の大規模地震が発生した場合。
- ・震度5強以下の地震で、お客様、スタッフが死傷した場合
- ・震度5強以下の地震で、建物設備に破損・倒壊が生じ二次災害の可能性がある場合。

#### ② 火災

- ・お客様、スタッフが死傷した場合。
- ・避難が必要なレベルの火災が発生した場合。

#### ③ 風水害

- ・お客様、スタッフが死傷した場合。
- ・近隣河川氾濫により床上浸水があった場合。

### (2) 人事・労務

- ① 従業員（役員、社員）が自殺した場合。
- ② 従業員が事件・事故に巻き込まれ重体もしくは死亡した場合。
- ③ 従業員が事件・事故を起こした場合
- ④ 従業員が逮捕、警察に拘留された場合
- ⑤ 労働基準監督署より指導、勧告があった場合。

### (3) 法令関係犯罪

- ① 警察の立入りによる指導・指摘を受けた場合（行政処分の有無に関わらず）
- ② その他法令違反の指示・指摘を受けた場合。
- ③ 当社の過失によりお客様が重傷・死亡した場合。

### (4) 脅迫・テロ行為

- ① 事業所または従業員への脅迫行為を受けた場合。
- ② テロ（爆破）予告、またはテロが発生した場合。

### (5) その他

- ① 事業所内で死亡事件・事故が発生した場合。
- ② 事業所内（賞品交換所含む）で強盗事件等が発生した場合。

- ③ 事業所内で食中毒が発生した場合。
- ④ 事業所内で伝染病が発生した場合。
- ⑤ 会社保有の個人情報が漏洩した場合。
- ⑥ 会社のコンピューターのシステムダウンまたは外部侵入があった場合。

#### 第8条（緊急対策本部の設置）

1. 危機及び緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機及び緊急事態への対策を講ずる必要があると判断する場合は、取締役または、管理部部長の判断で緊急対策本部を設置することができる。
2. 緊急対策本部の設置場所・構成メンバー・役割等については、取締役、または管理部部長が決定する。

#### 第9条（緊急事態対応の基本方針）

緊急事態対応の基本方針は、原則以下に沿うものとする。

##### (1) 自然災害

- ① 人命救助を最優先とする。
- ② 被害を最小に抑えた事態の收拾と円滑な事業再開を行う。
- ③ 災害対策の強化を図る。
- ④ 地域社会の一員として社会に貢献する。

##### (2) 人事・労務

- ① 人命救助を最優先とする。
- ② 真実を明らかにする。
- ③ 再発防止を図る。

##### (3) 法令関係犯罪

- ① 真実を明らかにする。
- ② 再発防止を図る。

##### (4) 脅迫・テロ行為

- ① 人命救助を最優先とする。
- ② 不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
- ③ 再発防止を図る。

##### (5) その他

- ① 人命救助を最優先とする。
- ② 真実を明らかにする。
- ③ 再発防止を図る。

## 附則

- ・本規程の所管は管理部とする。
- ・本規程の改廃は、取締役会の決議による。
- ・本規程は令和5年7月26日から施行する。